

**本リリースは、新株予約権付社債（＝CB）の元本を保有している方用のリリースです。**

エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

エルピーダメモリ株式会社130%コールオプション条項付

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債

（期中償還請求権及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

平成 25 年 2 月 28 日

## 元本を保有している

標記転換社債型新株予約権付社債権者各位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂本 幸雄

管財人 小林 信明

## 更生計画認可決定のお知らせ

**【平成 25 年 3 月 18 日差替 赤色の修正履歴部分の記載を変更いたしました。】**

### 第1 はじめに（更生計画認可のご報告）

#### 1 更生計画認可

弊社は、平成 24 年 8 月 21 日に東京地方裁判所に更生計画案を提出し、同年 10 月 31 日、更生計画案を債権者による決議に付する旨の決定がなされておりましたが、平成 25 年 2 月 26 日までの書面投票による決議の結果、以下のとおり、多数の債権者の皆様よりご賛同を賜り法定の可決要件を満たし、本日、同地方裁判所より更生計画認可の決定を受けましたので、ご報告申し上げます。これもひとえに関係各位のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

弊社は、今後、債権者の皆様にご承認頂いた更生計画を着実に遂行すべく努めて参る所存ですので、今後とも弊社の更生手続へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(投票結果)

更生担保権の組	99.54%の同意
更生債権の組	67.90%の同意

## 2 更生計画認可に伴う効果

更生計画の認可により、社債権者様が同日時点で保有している債権額を基準として、更生計画に従い、17.4%の確定額弁済と追加弁済及び残額の免除が行われることとなります。

本書冒頭に記載した弊社が発行する新株予約権付社債（CB）（以下「本件社債」といいます。）に係る更生債権は、更生計画認可決定日に会社法上の「社債」から民法上の「指名債権」となり、以後、株式会社証券保管振替機構を振替機関とする振替社債としての取扱いは終了し、振替口座簿の記録等は抹消されることとなります。

また、株式会社あおぞら銀行の社債管理者としての業務は終了し、社債管理者が、更生計画認可決定後、本件社債に係る更生債権に対する弁済を受領することはなく、弊社より各社債権者様に対して直接弁済がなされる予定です。

このため、社債元本、未払利息・遅延損害金ともに、計画に従った弁済を受領する権利者の特定が必要となります。

さらに、今後の本件社債の譲渡に際しては、民法上の指名債権譲渡の方法（民法467条による弊社（エルピーダメモリ）への通知）によることが必要となります。

## 第2 更生計画に基づく弁済を受けるために必要なこと

本件社債を保有する方に対する更生計画に基づく弁済に関しては、

①元本を保有する方（利息・遅延損害金も元本とともに保有する方も含まれます）、

**②利息・遅延損害金のみを保有する方(元本も保有している方は①に含まれます)、**  
とで、取扱いが異なります。

本リリースでは、①の方につきご説明致します。

②の方は、弊社ウェブサイトにおいて、本リリースと同時掲載している②の方用のリリースをご覧ください。

## 1 ①元本を保有する方

本件社債の元本を保有する方(以下「元本保有者」といいます。)については、弊社にて、更生計画認可決定日である平成25年2月28日現在の当該元本保有者を把握することが可能であるため、今後(平成25年3月下旬から4月上旬ころ)、弊社から、認可決定のお知らせと併せて弁済のご案内等を書面にてお送りする予定です。

したがって、元本保有者につきましては、当該弁済のご案内等をご確認ください。

当該弁済のご案内に記載予定ですが、基本的には、

- i 元本保有者から、弁済のご案内に同封の「振込先指定書」にて、弊社に振込先口座をご連絡頂く。
- ii 弊社が、当該振込先口座に振り込む方法で弁済する。

という流れを予定しています。

ただし、追ってお送りする弁済のご案内等でお知らせする予定ですが、仮に、元本保有者が、利息又は遅延損害金<sup>1</sup>も保有していてそれらに対する弁済も受けることをご希望の場合には、

- (i) 「振込先指定書」(弁済のご案内に同封します)、
- (ii) 「新株予約権付社債の利息と遅延損害金の保有及び弁済充当の申述書」(弁済のご案内に同封します)に必要事項を記載したもの、

---

<sup>1</sup> 平成24年2月28日(更生手続開始の申立て日の翌日)～同年3月22日(更生手続開始決定日の前日)の遅延損害金に限られます。これより後に発生する遅延損害金は、更生計画に基づき全額免除されます。

(iii) (ii) の内容を証明するための、社債、株式等の振替に関する法律第 277 条に定める振替口座簿記録事項証明書（そのコピーを含む。）や債権譲渡通知（平成 24 年 2 月 28 日以降に利息又は遅延損害金を譲り受けた場合）等の所要の証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）、

を弊社にお送り頂く必要があります。**(i) (ii) の書式は、追ってお送りする弁済のご案内に同封して元本保有者に郵送いたしますので、そちらをご使用ください。**

なお、利息及び遅延損害金については、(i) (ii) (iii) の書類全てをご郵送頂いたことを弊社にて確認できた後に弁済をさせていただきますので、ご郵送頂くタイミングによっては、更生計画に基づく弁済を受ける時期が遅れ得ることにご留意ください。

## 2 権利移転の場合

平成 25 年 2 月 28 日（更生計画認可決定日）以降に本件社債の元本（利息、遅延損害金とともに譲り受けるか否かにかかわらず）を譲り受ける場合には、民法上の指名債権譲渡の方法による必要があるため、下記の宛先に債権譲渡通知をご郵送ください。**譲受人が当該譲受債権について弁済を受けるために必要な書類等については、弊社ウェブサイトの平成 25 年 3 月 18 日付「更生計画認可決定後における債権譲渡に関するお知らせ（CB保有者用）」**

**<http://www.elpida.com/pdfs/pr/2013-03-18cbj.pdf>をご参照ください。**

記

### 郵送先

更生会社エルピーダメモリ株式会社 更生管財人室CB係

住 所 〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目2番1号

電話番号 0120-22-3995（平日午前9時～午後5時30分）

FAX 03-3281-1726

### **第3 更生計画に基づく弁済について**

#### **1 弁済額を利息と利息以外のいずれから充当するかについて**

弊社としては、利息を支払う際には所得税法等に基づき課税され得ること等に鑑み、本件社債を保有する皆様に対し可及的に多額の弁済を行う観点から、本件社債の元本及び遅延損害金と利息をいずれも保有する方については、元本及び遅延損害金等（利息以外）から充当する旨の同意を頂くことを考えております。

同意を頂くための書式は、追ってお送りする弁済のご案内に同封して元本保有者に郵送致しますので、そちらをご使用ください。

#### **2 利息に関する源泉徴収及び特別徴収**

前述1のとおり、利息以外からの充当を考えていますが、皆様が本件社債の利息につき弁済を受ける場合には（例えば利息のみの保有者等）、課税が発生することがあります。

そこで、弊社が利息につき弁済する場合には、源泉徴収及び特別徴収の要否を確認するために、皆様に一定の書類等の送付をお願いすることがあり得ますが、その場合にはご協力の程宜しくお願い致します。なお、弊社は皆様について源泉徴収の要否を判断する情報を保有しておらず、従前本件社債を預かっていた口座管理機関様等にもご協力頂く必要があり得ること等にご留意ください。

#### **3 第1回分割弁済日について**

更生計画に基づく第1回分割弁済日は、マイクロン社とのスポンサー契約におけるクローリング条件を充足し同社による出資がなされてから3か月以内の日で、管財人が裁判所の許可を得て定める日となっておりますが、本日時点では、クローリング条件を充足していないことから、第1回分割弁済日は確定しておりません。

クローリング条件の充足及び第1回分割弁済日等については、確定次第、弊社ウェブサイト等を通じて債権者の皆様にご報告させて頂く予定です。

以 上